

新しい薬学をめざして

Vol. 54 No. 2
2025.2.1

発行 新薬学者集団
〒555-0024 大阪市西淀川区野里3丁目6-8
一般社団法人大阪ファルマプラン 気付
TEL 06-6477-8088 (担当 廣田) FAX 06-6477-8090 URL <http://pha.jp/shin-yakugaku/>
E-mail sigma-info@faruma.co.jp
郵便振替口座 01090-8-16463



福島のいま（その 101） 第7次エネルギー計画（案）は無謀

佐藤政男

被災者本位の支援は憲法 13 条がよりどころ

阪神・淡路大震災が 1995 年に発生してから、2025 年 1 月 17 日で 30 年目になる。本誌で、谷口美保子さんが神戸でのご自分の被災状況を具体的に紹介している¹⁾。被災後 13 年目に、被災体験と地域回復過程で感じた課題を知るため、薬剤師へのアンケート調査、聴き取り調査を行なったこと、被災後、カウンセリングを学び始め、その後の生活に生かされたことなどを述べている。進行中の原発災害や自然災害を生き抜く上で参考になった。

津久井進氏（元兵庫県弁護士会長）によれば、阪神・淡路大震災時に被災者支援が取り組まれたが、その不十分さが明らかになり、その経験をもとに 1998 年に被災者生活再建支援金制度（被災者生活再建支援法）が作られた²⁾。それまで政府が、「私有財産に公費を使うことはできない」としてきた方針を初めて変更したのである。その制度が東日本大震災、および福島原発事故や能登半島地震にも適用されて被災者の支援に生かされている³⁾。

被災者支援は、被災者の尊厳を大切にし、生命と自由と幸福を追求する点で、個人の尊重をうたった憲法 13 条（幸福追求権）に依っている。津久井氏は、能登半島地震では、住宅再建の支援は乏しく、被災者本位の十分な支援が必要と述べている²⁾。

原発事故は 15 年目に

2025 年 3 月 11 日には、原発事故後 15 年目になる。福島県では、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間を第 2 期復興・創生期間に設定し、切れ目のない復興・創生を着実に推進している。その状況を、「復興・再生のあゆみ」として毎年発行している⁴⁾。

農業面では、避難指示が解除された地域での営農再開が徐々に進んでいるが、2024 年 3 月末時点での営農再開率は 49.7% (8,599 ha) に過ぎない⁴⁾。私は、夏期に桃を徳島や広島などの友人に送るが、“福島産の桃は味わい深い甘さがあり、とても美味しい、なぜもっと宣伝しな

目 次

□福島のいま（その 101）	佐藤政男 ····· 33	□玉枝の平和だよりから（30）	
□医薬品等行政評価・監視委員会の活動内容（その 11-1）		茨木・九条の碑建立	安達克郎 ····· 50
里見佳子、緒方信明、野村充代、寺岡章雄 ····· 39		□書籍紹介	里見佳子 ····· 51
□エッセイ 要介護 3 と要支援 2 の二人（その 9）	三原啓子 ····· 46		